

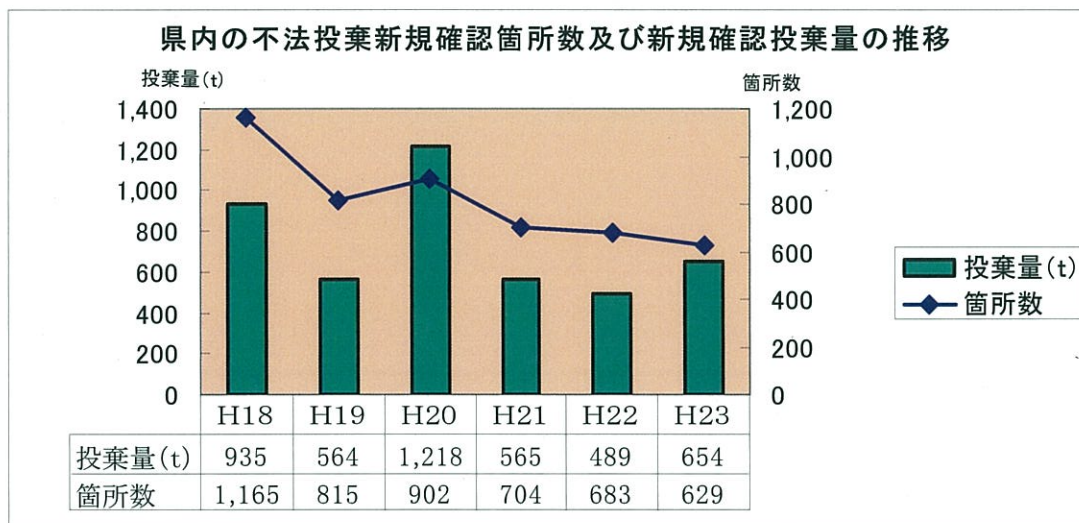
第6号 H24(2012) 8.15	不法投棄監視協力員たより	発行：山梨県森林環境部 環境整備課
TEL 055-223-1517	FAX 055-223-1507	メール kankyo-sb@pref.yamanashi.lg.jp

◆はじめに

不法投棄監視協力員は、平成24年8月1日現在で1,033名の方々に登録をいただいております。本年7月には、平成19年度に登録された方々が登録後5年を経過したため、登録更新（登録継続等）の手続きを行いました。今後とも、皆様方には、不法投棄の未然防止、早期発見のため、通報等に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、県外への転居、健康上等の理由により、登録の辞退を希望される場合は、環境整備課又は各林務環境事務所にその旨を申し出てください。

◆山梨県の不法投棄の状況



- このグラフは、各林務環境事務所にて把握・確認した不法投棄量及び箇所数等を集計したものです。
- 市町村で独自に発見、撤去した小規模な不法投棄は含まれていません。

平成23年度中に山梨県内で新規に確認された不法投棄廃棄物の投棄量は654t（対前年度比33.8%増）、投棄箇所数は629箇所（対前年度比7.9%減）となっています。

過去6年間の推移をみると、新規確認の投棄量にはバラツキがありますが、投棄箇所数は減少傾向となっています。

◆不法投棄監視協力員からの通報件数の推移

これまでに128件の通報をいただきました。引き続き御協力をお願いします。

17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計
12	27	21	21	19	17	11	128

◆通報事例の紹介

通報で判明した不法投棄の事例を御紹介します。

＜事例＞

通報時期：平成23年5月

通報内容：空き地に瓦やコンクリートなどが投棄されているのを発見した。

投棄物：瓦、コンクリート

県と地元自治体で現地調査を行ったところ、空き地の地権者が、土地をかさ上げ（造成）するために、瓦やコンクリートなどの廃棄物を持ち込んだことがわかりました。

廃棄物で土地を造成することはできません。今回の行為は、廃棄物の埋立処分であり、廃棄物処理法の許可がない場所での埋立処分は不法投棄になります。

このことを地権者に説明し、廃棄物の撤去と適正処理を指導したところ、地権者は指導に従い、自ら廃棄物を撤去し、適正に処分しました。



◆不法投棄等による刑罰の事例の紹介

不法投棄や不法焼却は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます（廃棄物処理法第25条第1項第14号及び第15号）。実際の不法投棄等の事件では、刑事手続きの中で様々な事情が考慮され、判決等で刑罰の内容が決まります。山梨県内の不法投棄事件等における確定した刑罰を御紹介します。

No	事件内容 ()内は逮捕又は起訴された年	刑罰
1	都内建設業者が甲州市の資材置場で建設廃材(約10m ³)を野外焼却した事件(平成18年)	懲役1年(執行猶予3年) 罰金40万円
2	大月市内の解体業者が解体による産業廃棄物(約11m ³)を自宅敷地及び農地に不法投棄した事件(平成18年)	懲役2年(執行猶予3年) 罰金法人300万円 個人100万円
3	産業廃棄物中間処理業者が忍野村の民有地に茶殻やおからを不法投棄した事案で、中間処理業者は「茶殻とおからの混合物は堆肥である」などと主張し、不法投棄を認めなかったが、県は同人を不法投棄で告発した事件(平成20年)	懲役2年(執行猶予3年) 罰金50万円
4	大月市の解体業者による上記2の事案において、自宅敷地及び農地3箇所に堆積した産業廃棄物の全量撤去を命じた措置命令に従わないため、県は同人を告発した事件(平成21年)	懲役1年6か月 罰金100万円
5	都内の店舗併用住宅の解体で発生した産業廃棄物(約3.7t)が身延町に不法投棄された事件(平成22年)	懲役2年4か月(執行猶予3年)、罰金50万円
6	韮崎市で建設廃材(フレコンパック2袋分)が野外焼却された事件(平成22年)	罰金20万円
7	甲府市内の家屋の解体で発生した産業廃棄物(約55m ³)が北杜市に不法投棄された事件(平成22年)	罰金100万円
8	不用品回収により集められた衣類、家財道具などの一般廃棄物(約1t)が南アルプス市に不法投棄された事件(平成23年)	懲役1年(執行猶予4年) 罰金50万円